

静岡県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和3年8月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の変更

	施設名	所在地
新	社会医療法人青虎会 フジ虎ノ門整形外科病院	御殿場市川島田1067-1
旧	医療法人社団青虎会 フジ虎ノ門整形外科病院	

2 変更年月日 令和3年8月19日